

令和 6 年度長久手市社会体育施設利用チーム登録申請書

利用者の義務を守ること及び登録事項に**虚偽のないことを誓い**、下記のとおり登録申請します。

※登録申請にあたっては、必ず裏面記載の各事項を確認のうえ記入してください。

フリガナ				利用施設	1. アリーナ	4. スポーツの杜
チーム名					2. 柔剣道場	5. 学校開放(体育館)
代表者	(ふりがな) 氏名		電話		緊急連絡先 【携帯】	
	住所	〒				
	勤務先または 在学先			勤務・在学先 電話番号		
代表者以外の方が事務を行う場合、下記に記入してください。						
事務担当者	(ふりがな) 氏名		電話		緊急連絡先 【携帯】	
	住所	〒				
	勤務先または 在学先			勤務・在学先 電話番号		
利用種目		登録人数	男子 名	女子 名	合計	名
あなたのチームを一般の方に紹介してもいいですか？					はい	いいえ

新規のチームは記入不要	新規・更新チームとも、必ず記入してください。 〈4～8桁〉
ID番号	パスワード
	メールアドレス

<メンバー一覧> (任意様式の名簿添付でも可) **※必ずメンバーのすべての項目を記入してください。**
※ただし、「勤務先/学校名」は市外在住の方のみ記入してください。

番号	氏名	年齢	住所	電話	勤務先/学校名
代表者					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

※ ご記入いただいた個人情報、内部資料（登録者名簿・紹介可能チーム一覧等）を作成する目的のみに利用し、他の目的には一切使用いたしません。

〔チーム登録確認事項〕

- 1 杵ヶ池体育館・市民野球場・長久手スポーツの杜を利用するためのチーム登録には、下記の要件を満たす必要があります。
 - (1) チーム人数が **10人以上** であること
 - (2) 登録人数のうち、**過半数が市内在住・在勤・在学** であること（例：10人の場合6人以上）ただし、上記の2以外のチームに関しては、先着予約申込みに限り利用できます（抽選申込不可）。
- 2 学校開放（各小中学校体育館）を利用するためのチーム登録には、下記の要件を満たす必要があります。
 - (1) チーム人数が **10人以上** であること
 - (2) 登録メンバー**全員が市内在住・在勤・在学** であること
- 3 **アリーナ・学校開放**の利用について
許可種目は各学校で指定されています。利用申込前に確認してください。
※ 市内屋内施設は、フットサルの使用をお断りしています。
- 4 使用時間について
申請・許可した時間は、準備から片付け及び退出までを含めた時間となっています。

各施設の**注意事項**が守られなかったり、**利用マナーが悪い**と判断した場合、また、本申請書において**虚偽の申請**があった場合は**ID登録の取消**をします。予めご了承のうえルールとマナーを順守した利用をお願いします。

特記注意事項記入表

日 時	注 意 事 項
・	・
・	・
・	・

市社会体育施設利用確認書

令和6年度

1 すべての施設共通事項

- (1) 利用する際に施設使用許可書を持参する。
- (2) 他の利用者のため利用時間内に、清掃および後片付けを行い退出する。
- (3) 利用された道具は、必ず元あった場所に戻すこと。
- (4) 万一、施設および備品が破損した場合、施設管理者に報告し指示に従う。
また、破損部分は弁償する。
- (5) 駐車場については、所定の場所以外には絶対に駐車しない。
- (6) 他の利用者に迷惑をかける行為はしない。
- (7) 施設内で出たゴミはすべて持ち帰る。
- (8) キャンセルをする場合は必ず連絡し、一週間以前（同じ曜日）は振り替えます。
- (9) 施設内のコンセントから無断で電気を使用しない。
- (10) 営利目的での利用をしない。

2 杵ヶ池体育館での注意事項

- (1) 清掃時に利用したモップ等についたゴミも必ず清掃する。
- (2) アリーナ・柔剣道場・卓球室では運動による水分補給以外の飲食は禁止です。
- (3) 施設使用中に音楽を放送は、原則として柔剣道場全面利用の場合に限る。
- (4) 屋外・屋内の区別を明確にし、室内シューズのまま屋外に出ない。
- (5) 喫煙は所定の場所で行う。

3 学校開放施設での注意事項（小・中学生の施設であることをご承知願います。）

- (1) 利用前・利用後は管理人に報告し、確認を受ける。
- (2) お手洗いは各小中学校が指定するトイレを使用し、利用施設以外には立ち入らない。
- (3) 学校内は全て禁煙です。
- (4) 各学校で許可種目が指定されていますので、利用申込み前に確認してください。
- (5) 施設利用において変更がある場合は、速やかに杵ヶ池体育館に連絡する。
- (6) 体育館の舞台上に上るなど、許可されていない学校備品に触れない。

4 市民野球場および長久手スポーツの杜での注意事項

- (1) 利用前・利用後は管理人に報告する。
- (2) 雨天等で施設を「利用しない」または「利用できない」場合は、即刻杵ヶ池体育館に連絡する。怠った場合、振り替えは出来ません。
- (3) 施設利用において変更がある場合は、速やかに杵ヶ池体育館に連絡する。
- (4) 市民野球場において硬式野球の利用はできません。ただし、高校生以下の守備練習のみ認めます。
- (5) 市民野球場での金属スパイクは使用できません。このことによるベース等の破損があった場合は弁償をおねがいします。

きりとり

市社会体育施設利用確認書記載内容を、**チームメンバー全員に周知徹底**します。

また、施設利用の際に**厳重な注意**を受けた場合、**チーム登録の取消しに同意**することを約束します。

令和6年 月 日

チーム名 _____

代表者署名 _____

項目	注意事項内容記載